

○志賀町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程

平成24年 5月22日

議会訓令第2号

(趣旨)

第1条 志賀町議会定例会における議案質疑及び町政一般質問（以下「質問」という。）については、志賀町議会会議規則（平成17年志賀町議会規則第1号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(通告通知の発送)

第2条 議長は、定例会招集通知発送の際に、予定案件一覧を添えて一般質問の通告書（白紙）を議員に送付するものとする。

(質問の要旨)

第3条 質問しようとする者は、正確な答弁を求めため、通告書の質問の要旨欄に質問内容を理路整然と記さなければならない。

(質問の受付期間)

第4条 質問の受付は、定例会会期の10日前（当該日が志賀町の休日を定める条例（平成17年志賀町条例第2号。以下「休日条例」という。）に定める休日の場合は、その前日）の午前9時から定例会第一日目の翌日（当該日が休日条例に定める休日の場合は、その翌日）の正午（午後0時）までの役場開庁時間に議会事務局で受け付けるものとする。

(質問の順番)

第5条 本会議における質問者の順番は、通告書の受理順とする。ただし、同着の場合は、くじ引きで決定する。

(質問の内容確認)

第6条 第4条の規定による質問の受付期間終了後、直ちに議会運営委員会を開催し、質問内容を確認する。

(町長への通告)

第7条 議長は、前条により内容を確認した後、速やかに町長に通告する。

(報道への通知)

第8条 議長は、前条の通告の翌日に報道各社あて質問者及び質問事項を通知する。ただし、当該通知日が役場閉庁日の場合は、通告の日の夕方に通知する。

(質問時間の制限)

第9条 本会議における質問時間は、答弁を含めひとり概ね40分以内とする。

(通告外質問の禁止)

第10条 質問者は、答弁の有無に関わらず、通告以外の事項について発言して

はならない。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (平成25年11月25日訓令第1号)

この訓令は、平成25年12月3日から施行する。

附 則 (令和元年9月24日訓令第4号)

この訓令は、令和元年12月2日から施行する。